

令和4年5月27日

保護者各位

小牧市教育委員会  
教育長 中 川 宣 芳

### 学校生活における児童生徒のマスクの着用について（通知）

日頃から学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。  
愛知県教育委員会から、「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の通知がありました。

市においてもその内容に基づき、感染対策を徹底しながら下記のとおり教育活動に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

## 1 学校生活における基本的な考え方

- 学校生活においては、引き続き、基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を可能な限り行った上で、通常の活動を行います。
- 学校生活において、身体的距離が確保できない場合で、会話を行う必要がある場合は、基本的な感染対策としてマスクを着用します。

## 2 マスクの着用が不要な場面について

- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日は、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、人との十分な距離を保ち、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をしつつ、マスクを外すように指導します。
- 体育の授業においては、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、マスクを外すよう指導します。その際、児童生徒の間隔を十分確保するとともに、屋内で行う場合には、呼吸が荒くなるような運動をできるだけ避け、換気を十分に行うように努めます。
- 運動部活動においても、体育の授業に準じつつ、基本的な感染症対策を施しながら、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて実施します。
- 熱中症対策を優先し、登下校時にマスクを外すよう指導します。
- ※ ただし、熱中症対策を講じたうえで、児童生徒からマスクの着用を申し出た場合は、認めます。